

戦後農村の分家

中村 治兵衛

はし が き

我が國農家の總戸數は、昭和一三年（一九三八）五五七萬戸から戦後二年（一九四六）五六九萬戸、二二年五九〇萬戸、ついで二五年には六一七萬戸と激増した。こうした戦後の農家の増加をば、終戦時と比較して發生原因別に大畧的にとらえたのは、二四年三月（一九四九）の「農地調査」（農地センサス）である。本調査によると、戦後の新設農家は四一萬戸、全體の六・六七％に上るが、これは入植によるもの八萬一千餘戸、分家歸農によるもの三三萬五千餘戸であり、後者は新設農家の八割をしめ、全國總戸數の四・三二％をしめている。^{（註1）}このことから戦後わが國の農家戸數の増大は、入植によるものよりは、歸農分家によつてもたらされたものであることが判明する。

ここで戦後農村における農家の分家を課題として取上げるのは、この新設農家の一要因としての分家の如上の評価認識にもとづくものである。とはいへ「農地調査」が歸農分家と一括してとらえているもののうち、特に分家だけをこことり出したのは、分家をば新民法の均分相續制との連關に於いてとらえようとする次のような考え方からである。その考え方というのは、これまで我が國の農家（農地）の相續は、法的制度として家督相續をとり、農地におい

ても單獨相續の建前がとられ、相續による農地の分割はなかつたわけであるが、併し本家の分家への譲與という形（準相續といわれる）において、事實上の農地の分割贈與が行われており、しかもこれが父親の死亡による相續の開（註2）始前に、隱居慣行と相まつて生前において行われるのが慣習であつたろうというのが、これまでの研究の歸結である。この見解が果して均分相續制の實施後も妥當するかどうかを、從來の研究の繼續として本稿でも検討しようというのである。

従つて本稿の問題點は、次の三つである。（一）戦後農村における農家の分家は、如何なる條件と原因の下に發生成立したか。（二）分家への農地の分割贈與が本家の耕地所有と農業經營をいかほどまで細分もしくは零細化させることとなつたか。（三）この分家への耕地の分割贈與が現行の法的制度としての均分相續制とどういう關係にあるのか。まず第一項の問題の一側面を農地調査にみえる「歸農分家による新設農家」に關する極めて限定された全國的統計によつて瞥見し、ついで栃木縣農地課保管の「農地所有權移轉許可綴」にみえる分家贈與關係資料と、筆者の高知縣二カ村の分家實態調査結果とを材料として以上の問題を考察することとする。（以下本稿でいう農地・耕地とは田畑をいう）。

註1 農林省統計調査部『農林統計速報』二七號（昭二五・一・二五）、五〇號（昭二五・七・三〇）。

註2 拙稿「舊相續制の統計的分析」（本誌四の二）、「農地相續をめぐる問題」（同六の一）。

一 歸農分家の分布

まず農地調査を利用して戦後農村における分家の趨勢の一端をうかがうこととする。農地調査は歸農分家による新

設農家というとなえ方をしており、戦後の分家とそうでない引揚者や疎開者の定着による歸農とを分離することができない。^(註1)この分離は農地調査の「十分の一抽出調査」によつて企てられたが、本項目については未だ集計されていないため、正確な分家についての全国的計数は他日にまつほかはない。従つてここでは歸農分家による新設農家をもつてその中には多分に分家の性格を含んでいるという想定の下に、農地調査の結果の分析に入る。

歸農分家による新設農家の分布をば、調査時における農家總戸數中にしめる割合からみると、地區別では北海道・九州區が多く、ついで中國・四國區であり、近畿・北陸區は少い。北海道を除く府縣別にみると、鹿兒島の一一％を最高とし、二％の徳島に至るまでかなりの地方差をもっている。内地府縣總平均は五・一八％であるが、六％を越えるものは九州の八縣全部、中國の山口・廣島・岡山・四國の愛媛等の諸縣である。こうした差が何から生じるかはそれ自體一の問題であるが、その一として九州區の場合とくに引揚世帯の歸農が大きく響いているのではないかと思われる。そこで歸農と分家という二つの面をもつ新設農家という統計において、分家の面をおさえるものとして、經營田畑面積の増減理由別のうち、親族などから田畑を贈與された件數と面積を用いて検討してみよう。これは農家の分家は、多少なりとも親族（親兄弟）から農地の贈與をうけて成立するものであるという通説にたち、親族から田畑を贈與されたことから、逆に分家の存在をばうかがうという意圖によるものである。

まず歸農分家戸數のうち親族から田畑を贈與された件數をみると、内地八萬六千件、北海道五千件、計九萬一千餘件である。かりに一件一戸として、親族から田畑を贈與されたものの分家歸農戸數に對する割合をみると（第1表、鹿兒島ではその四四％が親族から田畑の贈與をうけていて全國最高であり、四割以上のものはその他高知・岩手・宮崎の三縣である。更にこれを歸農分家による新設農家の田畑取得面積中にしめる親族からの贈與面積の割合を検討し

第1表 府縣別にみた歸農分家の分布 (%)

		A	B	C
北海道 北内地(平均)		10.25	21.0	29.2
		5.18	24.3	28.3
岩手 高宮鹿	手知崎島	3.12	41.7	45.0
		4.56	42.5	43.5
栃木 滋徳	兒島	7.84	39.6	41.8
		11.13	44.4	45.6
	木賀島	4.95	20.4	20.1
		4.68	19.8	9.7
		2.27	33.3	37.5

ゴデックは最大、イタリックは最小。
栃木は以下の分家調査との関連でのせ
た。

でも、同様のことが云える。

第1表は、(A)歸農分家戸数の全農家戸数中にしめる割合、(B)歸農分家戸数中における親族などから田畑を贈與された件数の割合、(C)歸農分家の田畑取得面積中にしめる親族からの贈與面積の割合で、その三者を相關連させて、府縣別にその大なるものと最小のものをあげた。なお(C)表は中江淳一氏の分類計算方法に従つた(農地改革記録委員会編『農地改革顚末概要』七三八～九頁)。農地調査は經營田畑面積の増減理由別にその面積をおさえているとはいへ、増減の基準となるものとの經營面積と所有面積がそれとの連關によつて明確にさせていないため、親族などによる贈與の田畑面積の經營總面積又は所有總面積中にしめる地位が嚴密におさえられないのは、遺憾である。

このことは鹿兒島・宮崎・岩手・高知の四縣においては、歸農分家による新設農家は親族などからの田畑の贈與に多分に依存していることから、いわゆる分家がその中にならることを推定させる。一方鹿兒島・宮崎と高知・岩手二縣との違いは、前者は歸農分家による新設農家の数が多いのに對して、後者はその数が少く、歸農分家を發生せしめる社會經濟的條件に乏しいか、この發生を可能ならしめることが前者に比べて困難であるということを物語ろう。しかし後者をその他の府縣と對比すると、歸農分家の数は少いが前述の親族からの田畑の贈與をうけているものが多いことから、いわゆる分家は決して少いとはいえないように考えられる。

次に府縣別の検討から離れて歸農分家による新設農家が、どういう農業經濟的條件の下に發生したかの大體の見當をつけるため、農業地帯別にみてみよう。ここでは全國平均を若干下廻るが、次節以下の分家調査と關連して關東の

栃木縣と、歸農分家の數は低いが、親族からの田畑の贈與が非常に多い高知縣との二つをとり、これを農業地帯別にみると、第2表(イ)の如く大體に於いて水田地帯農村が畑作村や山村にくらべて、歸農分家による新設農家が多く發生

第2表 農業地帯別にみた歸農分家の分布

地 帯 別	市 町 村 數	A	B	C
(イ) 栃 木 縣				
1. 北 部 畑 地 帯	8	3.04	28.4	30.9
2. 北 部 山 間 地 帯	6	2.37	5.9	4.3
3. 東 部 北 山 間 地 帯	5	2.25	19.0	20.3
4. 東 部 南 山 間 地 帯	12	3.67	23.3	26.3
5. 西 部 山 間 地 帯	27	2.71	6.7	21.3
6. 中 部 水 田 地 帯	14	7.23	24.8	31.2
7. 中 部 南 水 田 地 帯	13	7.32	19.8	28.4
8. 南 部 東 水 田 地 帯	29	7.47	17.7	16.1
9. 南 部 畑 地 帯	12	5.90	22.8	50.1
10. 南 部 西 水 田 地 帯	21	2.93	7.3	16.6
(全 平 均)		4.95	20.4	20.1
(ロ) 高 知 縣				
1. 二 期 作 地 方	34	5.54	29.6	40.3
2. 海 岸 地 方	28	5.02	33.3	39.1
3. 平 坦 地 方	28	4.43	35.4	53.1
4. 山 間 地 方	73	4.00	34.0	28.7
(全 平 均)		4.56	42.5	43.5

A, B, C 項は第一表と同じ。

にしめる割合との關係をみると、やはり田の多い郡に歸農分家が多いことがうかがわれる。(註4) 以上のことは、歸農分家による新設農家の戰後における發生は、概して水田地帯の專業農家の多い處であることを示すものといえよう(近畿・北陸區を除くその他の地方に於て)。そしてこれは水田地帯の農村が畑作村や山村に比べて人口収容力に富むこと、比較的所得が安定して高いことと相關連するのではないかと思う。同時にそれは主要食糧を生産する處において、歸農分

家による零細な農家（内地に於て歸農分家の六割五分は三反未満、八割五分は五反未満の經營規模）が新設されており、農家戸數の増大はひいて戦後農家經營の零細化を促進せしめたのではないかということを考えさせる。

この歸農分家の農業地域別の分布をば、その分家的性格の一面をあらわすものとして、親族からの田畑の贈與と關連させてみると、歸農分家の多いところが必ずしも親族からの田畑の贈與が多いとは限らず、むしろその逆に近いような傾向すらうかがわれる。例えば第二表の（B）（C）項と（A）項との關連をみると、栃木の（2）北部山間地帯は（6）（7）（8）の水田地帯より歸農分家の發生は少いのに、その歸農分家の六割は親族からの土地の贈與をうけており（B項）、また（9）南部畑地帯における歸農分家は、親族から贈與された田畑が田畑取得總面積の五割に及んでいる。これは歸農分家の分布の少い、即ち歸農分家の發生の困難な處においては、新設農家が發生成立するためにはどうしても、多少の差はあるにせよ親族からの田畑の贈與をうけなければならぬこと、従つてそこでの歸農分家は、その分布の多いところにくらべて、より分家的性格をもつものが多く且つ強いものといえるかもしれない。併し上述したことは、あくまでも歸農分家による新設農家に關する統計をばある假定の下に解釋したのである限り、正確には歸農と分離された分家としては把握しえない。そこで次に戦後農村における農家の分家をば具體的な分家に關する材料にもとづいて考察することとする。

註1

歸農分家と一括した場合には、その中に歸農・歸農分家・分家の三者が含まれている。問題はこの中間のものに於て歸農と分家とはある意味で分離がたい。というのは若い頃村を出て農業以外の職業に従事し獨立の世帯をもつていた者が妻子をつ

歸農分家の總農家 戸數にしまる割合	總農家戸數中にしまる割合		
	専業農家	第二種業兼	出稼の農家
(1) 10%以上 (10カ町村)	68.2	14.1	9.2
(2) 1%以下 (11カ町村)	39.7	26.8	11.0

れて歸郷し、直系親族の家に同居してのち別居獨立した場合、これを分家とするか歸農とするかである。本稿次節以下の調査事例では、この場合土地の贈與をうけておるもの一戸を、分家として取扱うこととした。

註2

栃木縣の農業地帯区分は、本所員愛甲勝矢氏、並木正吉氏の立案參照による栃木縣總合計畫開發委員會の分類に従い、高知縣は農林省の「水陸稻耕種要綱」の分類に従つた。本表は農林省統計調查部代々木集計業務室保管の農地調査の栃木・高知二縣全部の歸農分家による新設農家に關する市町村集計結果表を、本所員肥田望氏の援助を得て筆寫し、これを再編成した。

註3

昭和二五年度『栃木縣統計書』所載。歸農分家による新設農家が農家總戸數の一〇%以上をしめる町村は河内郡田原村、芳賀郡眞岡町、祖母井町、水橋村、南高根澤町、鹽谷郡熟田村、北高根澤村、親園村、上江川村、佐久山町であり、一%以下の町村は、河内郡横川村、雀宮村、芳賀郡山前村、鹽谷郡大宮村、氏家村、那須郡野崎村、金田村、西那須町、下都賀郡桑村、中村である。

註4

鹿兒島・岩手二縣の田畑面積中の田の比率の最大の三郡と最低の三郡を對比する。(下表)

	農家總戸數 の比率	田畑面積 の比率
鹿兒島縣	%	%
{ 伊 佐 郡	14.3	69
{ 薩 摩 郡	12.7	59
{ 始 良 郡	13.8	51
{ 嶺 嶺 郡	12.0	29
{ 川 邊 郡	10.3	25
{ 掛 宿 郡	8.2	15
岩手縣		
{ 膽 澤 郡	5.3	78
{ 紫 波 郡	4.0	71
{ 稗 貫 郡	3.6	70
{ 氣 仙 郡	1.7	30
{ 下 関 郡	1.5	10
{ 二 戸 郡	1.2	19

『鹿兒島縣統計書』(昭和12年度)及び
『岩手縣經濟統計』(昭和25年度)による。

二 分家の發生と成立

ここで用いるのは、栃木縣廳農地課保管の農地所有權移轉許可綴のうち筆寫しえた昭和二三年度(一一・一二月)、昭

和二四年（一〇四月末）の農地の分家贈與二一件と、昭和二六年二月行つた高知縣安藝郡土居村及び高岡郡大野見村二カ村の一七戸からの分家實態調査事例（本家をいれると三六戸となる）とである。^{（註1）} まず分家が如何なる事情にもとづいて發生したかをみると、分家の發生は何よりも社會的要因にもとづくものであることは明らかである。

(1) 分家發生の要因

分家發生の要因として分家を出した家の家庭事情として家族員數が多いことと、家族構成の複雑なことから、分家する人（以下分家人と稱す）の個人的な事情があげられる。いま高知縣の二カ村の分家を出した一七戸の分家直前における同居世帯員數と夫婦數をみると、第3表の如く、七人以下の世帯のないことと一組の夫婦は僅か一戸で他は何れも二夫婦三夫婦の同居するものであり、一戸當平均同居世帯員數は九・三五人である。ところが分家を出した後をみると（3表B）、三夫婦同居世帯は消滅し、一夫婦世帯が半以上となり、五人以下の世帯員數をもつものが半近く發生し一戸當平均員數は六・八八人と低下している。この推移のうちに分家を起させる一つの重大な要因があることを認めなくてはならない。このことは子供の多いことを「作番頭」という土佐の俗諺があり、概して子供の多い家に分家が多いという人の言を裏書きするものである。^{（註2）} 栃木の農地所有權移轉許可申請書にみえる分家については、その家族員數が現在のもので分家當時の人數でないため、申請年月に近く分家したもの一〇件をとると、一戸當平均人員數は九・五〇人であり、縣全體の農家の一戸當平均六・七九人（世界農業センサス）よりも多い。このように分家は、家族員數が多くて家族構成の複雑なもの、或いは二者の何れか一つをもつ家で發生し易いと云えよう。

次に分家する本人の個人的な事情についてみると、今次の戰爭の影響が鋭く響いている。即ち一九人の經歷をみる

第3表 分家前後の家族構成 (高知)

同 居		世 帯 人 員 数					
夫 婦 数		3人以下	4~5	7~9	10~11	12人	計
(A) 分家前における家族構成 (戸)							
1 夫 婦		-	-	-	-	1	1
2 夫 婦		-	-	8	2	2	12
3 夫 婦		-	-	1	2	1	4
計		-	-	9	4	4	17
(B) 分家後の家族構成 (戸)							
1 夫 婦	(16) [*]	(2) 6	2	1	-	9(18)	
2 夫 婦	-	(1) 2	5	1	-	8 (1)	
3 夫 婦	-	-	-	-	-	-	
計	(16)	(3) 8	7	2	-	17(19)	

カッコ内は分家。*は同居別世帯の準分家2戸を含む。

分與による分家の發生には農地改革が作用していることを——即ち土地所有のやや大きいものにあつては所有地確保の手段として、これまで無土地所有者に近い小作農層にあつては「あたつた土地」だから割に分與し易かつたという事情が働いているようにみうけられる。そうして割に早くから後繼者以外のものを分家させる豫定であつたのは、兄

と、會社員(中國)、滿鐵事務員、軍屬、滿洲義勇軍志願、海軍志願(二)、陸軍志願、製材會社課長(大阪)、稅務所員(京都)、貿易商店員(神戸)、メリヤス職工(大阪)、勞働者(大阪)、教員、警官(大阪)、伐木夫各一、農業は四である。

最後のものを除いて大半は農業以外の職業——外地並に軍隊で獨立しようとしたもの七、京阪神六、その他——で身をたてようとしていたところが、戦争の結果、所期の目的を達することが出来ず、業半ばで多くは召集、ついで復員歸家という結果を辿ることとなつた。しかもこれから新しい職業を求めるのに年齢がいつているということの不利から、農業で身をたてることがとなつたといえる。この一九事例のすべてではないが、大半は敗戦による日本の産業構造の變化、雇傭の機會の縮少のための歸農であり、その家が農家であるため分家という形をとつたことを認めなくてはならない。そうして農地の

が大工を業とするため、弟が専ら耕作に従事し、祖父の隠居所をそのままひきうけて分家した一事例位である。

栃木の分家事例についても同じような傾向はみうけられるであろうが、分家人の経歴についてはその文書の關係上察知し得ず、次のような特別の理由のものがあつた。

(一) 某甲は農業經營上手不足のため(長男出征中)、長女(妹)に婿として某乙を入籍し、その農業經營を致し來りたるものであります。今回長男歸郷し農業を營むに到りたるため、長女(嫁)夫婦を分家農業を営ましめんとするもの。

(二) 昭和二〇年一〇月當該農地の所有者丙(兄)は口頭を以て弟丁に當該農地を分與すべきを約し、丁またこれを受諾せり。勿論同居の理由たるや、贈與者兄の家族の手不足のため過去一四カ年に亘り農業手傳をなしたるため、今般丁に對し、慰勞の意味により別記の農地を贈與し分家させるもの。

(三) 戊(孫)は東京生活をなし、昭和二〇年に歸郷したが、妻はそれ以前に歸郷し、昭和一七年に己家より分家生活をなしている。祖父己としては長男の子供等の生活をなんとか解決せねばならぬという社會的又は道義的情愛により、この際生活に窮している戊一家に農地を贈與することを契約するに至つたものである。

(四) なお分家に當つて、昔からの分家慣行が働いていることは、例えば「二子の内、その次男で俗に云う「子供も少い事だから近所へ分家させる」という事情で、今回一家創設に當り、當該農地を與えろと共に相手方の所有山林を開墾し自作農たらしむるもの」という農地委員會の答申にうかがわれる。

(五) これにはより切實な要求が、「今回の分家は庚の長男が戦死したため次男である申請人をその後繼者となしたいところであるが、長男の遺族にして妻とその子供四男一女の五名があるため、次男を附近に分家せしめ、長男の子供達が成長するまで、次男をして後見人の形式で同家をみさせようとなしたものである」という形でおし出されているものがある。
(註3)

(四) 分家の成立過程（分家慣行）

分家はどういう手續とやり方で行われているのであろうか。これを高知の實態調査の結果からうかがつてみよう。

〔分家の相談〕

誰と誰との間で行われるのであろうか。父子の次三男分家の間では同居の父母兄弟（祖父）等の直系親族の間で行われるのが普通であるが、父が歿した後の兄弟間の分家の場合には、父の遺言がはつきりしている場合のほかは、姉・妹・姉や伯父（母の兄）・叔母（父の妹）などがよばれて親族會のような形をとつて分家の相談が行われている。また長男が分家したものの四件のうち二件では伯父三人が列席したものと、祖父母・父母・弟妹のほか妻の父、それに「後からなんのかんのかのといふかも知れぬから他人（知合）を立合の證人」としているものがある。^(註4)

〔分家の時期・年齢〕

分家の時期は大體二月、三月、四月の農作業開始前（農閑期）が七割、あと三割は一〇月～十一月の收穫期のすんだ後である。分家するものは大半結婚後一、二年して分家しているが、結婚と同時に分家したものの（三）、分家後母が一時炊事の面倒をみ、その後結婚したもの一例がある。分家人の年齢は二二歳から三二歳に及び、平均年齢二七歳（準分家・歸農分家を除く一六人）であるが、父が歿した後の兄弟間における分家の場合、分家人の年齢が比較的高いようにみうけられる。

〔分與したもの〕

分家に當つて分與されたものは耕地・家屋・食糧が主である。この分與をば、例えば中國の農村にみられる分家單のように、書き分けて文書にするのは、餘程やかましい家の場合にとられる特例であり、調査事例の何れもが口約束か、口頭できまりをつけている。^(註6)

〔耕地（田畑）〕

田畑の分與の額については後述することとし、ここでは田畑の分與がどういう形で行われ、どういう考え方ですすめられるか等の細かい具體的な姿を、個別調査の聞取りで得たことから紹介しておこう。次にのべ

るようなことは、考えられることであるが、案外文獻にはみえないことだから、敢て披露する。

さてこの口約束が農地については現實の耕作の開始によつて示される一方、土地臺帳における所有權者の名義變更の登記によつて確立するわけである。併しその所有權が分家人の名義に既になつてゐるもの多くは、農地改革による買受けの際、父親の名義ではなく分家人の名義として買受け登記したものであり、舊來の農地所有權については未だ名義變更の手續を完了していないものがある。従つて一見これは經營地のみ分與のようにみえるが、併し分家人においては經營地のみを譲渡されたと意識しているものではなく、何れも所有權を耕作權と含めてもらつたと考えている。次に農地の分割贈與に當つてどういう考え方にもとづいて、例えば二反とか四反とかいう耕地面積の數字がはじき出されたのであろうか。「作つてやつと食えるだけ分けてやつた」或いは「作つて食うだけあればよい」というのが基本的な線であり、「お互食える様に溫情的に分けた」とか、「人數が多いため僅かの面積しか分けられないが、どうにか生活しより一層励んでくれる様に分けた」という解答にみられるように、均分相續制といつたことよりはむしろ「一家の生計がたつだろうという具體的な事」として處理されていることを銘記しなければならない、従つて「兩方（本家・分家）の生活を考え、生活の片手落ちのない様に」という考慮が働いている。ただ僅か一例だけが、兄弟間における家庭不和（嫂―弟姪）からの分家において「兄も弟も平等だ」という考え方があり、母の隠居料を除き、あとは平等に分けた」と考えているところに、新しい均分相續制の影響が若干みられるようである。さてどこどこの農地をどう組合せて分けるかということは、その衝に當る人にとつては仲々の難かしい事であるため、何か基準ないし據り處になるものがあれば、これをもととすることとなる。こうしたものとして出てくるのは、(一)祖父が隠居料としてもつていたのをそのままらいうけたもの、(二)母の姉（伯母）がもつていた土地を借りて作つていたが、これが

農地改革で買受けることになつたので、それをもたらつたもの、(三)農地改革による買受け地をもたらつたもの、(四)父の遺言で三男に渡せとあつたが、三男が外に勤めたので四男が貰うこととなつたもの、(四)農業委員會で二反以上つくらぬと自作農になれないというので二反もらつたもの等がある。これらの諸例は分與の額に適當する或いは似つかわしい面積の耕地が兎も角あつたため、それを便宜的に分家人に分與したのであるが、そうしたものが無い場合には、散在する耕地をどう組合せるかが問題となる。幸い耕地が數カ所に分散しないで團地となつていた場合には、これを二つに分けたものもあるが、これは僅か一例であり、他は何れも數カ所に農地が分散している。そこで農地の分與に當つては、地力と便利、或いは距離と土地の廣さが考慮されるが、土地の良否とは、かつて水稻二期作が行われ現在では水田に煙草が栽培されている土居村においては、「煙草作のできる水田四反を二反づつ平等に分けた」、「煙草作のできる處とそれ以外のもの、遠いところと近いところをまぜてやつた」というように、煙草作のできる水田の分與をうけることが面積にもまして重大と考えられているし、山村の大野見村に於いては「冬作り(裏作)のできる水田」の分與をうけることが關心の的である。こうした相談の場合、分家人が積極的にこれとこれと作らしてくれという形で農地を選定し得たのは特殊事例であり、多くは分家させる父親や兄がこうしたことを考慮に入れて分けてやつたというのが實情に近いようである。

〔山林〕 大野見村は山村のこととて何れの農家も多少の山林をもつているが、この山林を分家に當つて譲與されたのは六戸のうち三戸であり、一二町山林所有農家に於いて二町を長男分家に、七町所有の家で五反を四男分家に、同じく七町所有の家で二町を次男分家に分與しているほか、二〇町、二二町、一一町の三戸の山林所有農家においては、これを分家に分與せず、共同して使用すると稱している。

〔家屋〕 同居別世帯を除く一七戸の分家のうち、自家の納屋・蠶室を移轉もしくは擴張改築したもの三、本宅とは離れてあつた隠居所をそのまま譲りうけたもの一、古家や酒倉を買つて移轉改築したものなど五のほか、八件はともかくも新築している。この家屋の購入もしくは改築新築費はどこから出たかとのうと、これは農地の分與とは異り、隠居分家二件を除く一五事例において、先の本家からの家屋の譲渡をうけた四戸と、父兄が賣家を買うてあてがつた一戸計五戸を除いて、他はすべて分家人が程度の差こそあれ自ら負擔している。即ち分家前の一二年の稼ぎ分は、分家の際の費用として準備した。山村の大野見村においては、木材は自家の山から伐り出し、大工の費用のみであるから、これは分家人の山仕事によつて比較的容易に捻出し得るという便があつた。これに反して水田村の土居村においてはこうした便宜が少いため、勢い自家の納屋の移轉もしくは擴張改築という形をとらざるを得ないし、遠く出稼（林業或いは製炭業）によつて分家人自らが分家の費用の捻出に努力する一方、農協又は個人から借錢をしているものが出てくる。ただ調査した水田村には現金収入源として煙草作があるため、煙草収入の金十萬をもらつて同部落内の舊酒倉を三萬五千圓で購入改築し、農具を買いととのえたものがある（昭二・秋）。宅地は何れも分與をうけた田や畑をつぶして當てているが、中にこみ入つた一例は、分與をうけた水田をば本家の畑と更に交換している。

〔食糧〕 は何れも分與されているが、これには保有米のうちから出來秋までの分家人の家族分の食糧をもらつたもののほか、分與されることときまつた農地からの收穫から、供出をさし引いた残りの分をもらつたものがある。現金の分與については殆んどないのが通例であり、これは前々から分家人自らが稼ぎためて準備しておくものとされているらしく、前述した十萬圓を分家費用としてもらつたものと、分與をうけた農地三反八畝の供出代金を（食糧と共に）もらつたもののほか、當座の小使いとして二千圓（昭三・春）を分與された三例しかない。

〔農機具・家畜の分與〕 鋤・鍬・鎌のような小道具は分與されているが、電動機・石油發動機・足踏脱穀機等は

隠居分家二戸が分家後新たに石油發動機を、長男分家一戸が足踏脱穀機を購入した以外分與も購入もしておらず、分家は何れも本家のを借用している。牛馬についてみてもただ隠居分家において本家（長男）に親牛一頭、分家（次男と父）に仔牛一頭を分けたほか、たとえ本家に牛一、馬一計二頭がいてもこれを分家に分與せず、分家は大半本家のを借用するか、分家後購入している（三戸）。ただ分家人の妻が牛一頭をもつてきた例が一つある。自轉車・リヤカーについても二臺あるときは、本分家に一臺づつ分けているものもあるが、その他は自力で分家に當つて購入しているようである。このように農機具及び家畜の貸借關係において本家と分家との關係は密接につながっており、牛馬の貸借に本家のを借用しないものは、特例の一戸のみである。

さて以上のような形で分家が發生するわけであるが、分家というのは新しい一家が部落や組に生まれるわけであるから、部落なり組なりの承認を求めている形式が往昔には存したわけであるが、近時ではそれが僅かに隣り近所二三軒への挨拶という形——「居渡り」という名でもつて保存されているにすぎない。しかも固い老人などが「別に家をたてたら人をよばねばならぬ」といつても、また現實に分家人が「離れていたら（本家とは別の組に家を新築したら）近所を招待してお客をしなければならぬ」と考えても「餘裕がないからしない」ということとなりがちであり、この二カ村において「居渡り」を行つたのは山村の分家二戸だけである。この場合の「居渡り」は別の組に入つたのと、新築の際の手傳に對する慰勞と挨拶の意味で隣り近所を親戚と共によんだのである。これには葬式が一〇軒一組となつており、この「組」が強固に残っていることを抜いては考えられないことである。

以上のような過程と手續を経て分家が發生成立するのだが、その經濟的基礎である農地（田畑）は、どれくらい本

家（親・兄弟）から贈與されたか、またいかなる農業經營方式をとっているかが、次に論究しなくてはならない問題である。

（ハ）分家の成立

分家へ分與された田畑面積は、下表の如く高知と栃木においてはかなりの差がある。栃木に於いては、八反以上の田畑の分與をうけたものがあるが、これは二町五反以上五町未満の田畑所有農家における分家であるのに對し、高知において何れも八反以下の分與をうけているのは、本事例調査農家が二町一反以下であつたということと關係する。問題はこの耕地の分家への分與が、新しく成立した分家の農業經營上いかなる役割を果しているかにある。従つてこ

分與面積 (反)	件		數	
	栃	木	高	知
1	3		3	
2	3		2	
3	3		6	
4	1		3	
5	3		2	
6	1		1	
7	-		2	
8	2		-	
9	2		-	
10	-		-	
11	1		-	
…	…		…	
15	1		-	
計	20		19	

の分與耕地をば經營面積と對應させて考察してみる。栃木の一七分家において分與された耕地だけで農業を営むもの一戸、分與された耕地の他に借入地をもつもの五戸、分與された耕地の三割しか經營していないもの一戸（不明三戸を除く）であり、高知の一九戸においては分與された耕地のみのもの七戸、借入地をもつもの一〇戸、分與された農地より減少しているもの二戸である。高知が栃木の事例に比べて借入地をもつもの數が多いとはいへ、これには零細な五畝位の借入地をも含めたのであるから、正しくはその經營耕地全體にしめる分與された耕地面積の割合をみな

ければわからない、栃木の一七戸事例の分家の、全経営地にしめる分與耕地面積のしめる割合は九三%であり（借入地をもつ五戸においては五七%）、高知の一九戸について全経営面積中にしめる分與耕地面積は八〇%である（借入地をもつ一〇戸では七一%）。このことから戦後分家は、その経営耕地の八〇九割を親兄弟から分與された田畑に依存しており、借入地をもつ分家においても、やはり分與された田畑面積が六〇七割をしめていることから、分家は本家（親兄弟）からの土地を支柱として成立していることがうかがわれる。

次に分家がどれくらい経営規模をもつ農家であるかは、大體上述した分與された土地面積からもうかがわれるのであるが、本稿で事例とする分家の経営規模は、栃木において五反未満が四割、五〇七反が二割、合せて七反未満が六割、高知では五反未満六割、五〇七反が二割、合せて七反未満が八割をしめている。ここで注意しなくてはならぬことは分家においては三反未満が少く、三反以上七反未満の経営規模農家に集中されていることであり、ここに歸農による新設農家との相違が感じられる。^(註7)このことは分家にあたつて少くとも「食えるだけの土地の分與をしなくては」という配慮が働いていることから當然のことであろう（前述）。

こうした零細な経営において分家がいかなる経営方式をとっているか、この経営規模の零細に對應する仕方をみると、高知の土居村はかつて水稻二期作の行われていたところであるが、近年はトマト・キウリの蔬菜園藝と共に煙草作が村一般の小経営にとり入れられている。そうして分家においても蔬菜園藝を一度は多く試みているが、これは技術と共に市場關係からの困難があるため、昭和二四・五年來は煙草作が普及してきた。一三戸の分家のうち煙草作を行つてゐるもの五戸、蔬菜園藝を行うもの二戸、養蠶を行うもの一戸、教員・事務員を兼業とするもの各一戸、日傭稼ぎ二戸、出稼ぎ一戸である。ここで煙草作を行わない農家は、煙草作を行う乾いた田に乏しいことに歸因する（本

村の煙草作は永田に行われている。煙草作付の増加を多くの農家が希望しているが、これは専賣局の作付割當制限が存することと、連作をさけるための土地に乏しいため、それほど増加することができず、一反一五畝から二反に至る作付を行っている。煙草作は現金収入源として大きな意味をもつが、それと共に不作の場合の最低保障制と熱心な技術指導があることが、蔬菜園藝にくらべて魅力がつよいという。この現金収入源としての煙草作と蔬菜園藝が存することが、土居村に於いて戦後多くの分家を發生させた農業經濟的條件であるといえよう。

これに反して大野見村は山村のこととて、この分家の經營面積は、土居村の一四戸平均五反四畝に比べて、六戸平均二反六畝であり、農家というより林業に依存する兼業農家の性格がいちじるしく、自動車運轉手一戸を除く五戸は、林業賃労働三戸、製炭を営むもの一戸、木材賣買のブローカー一戸である。ここでの分家の發生と成立は、戦後の木材景氣を背景としており、目下のところ林業は活潑であつて林業關係の労働への雇傭の機會は、身體強健である限り開かれてゐる。一口に分家といつても土居村と大野見村においては、その發生を規定する經濟的條件を異にすることを忘れてはならない。こうした分家の所得は、土居村においては煙草作の豐凶に、大野見村においては林業景氣に依存するところが多いが、分家はその當初農機具の不足を痛感する一方、勞働力から自ら耕作規模も限定されており、生活水準の切下げによつて對抗するよりほかないものが多いのである。

註1

本調査は本所員肥田翠氏の援助を得た。本調査には高知縣廳農林部農業改良課、農政課より種々の便宜を供與され、細木農林部長、末吉農政課長、幸川農地課長、農業改良課山本氏、特に農政課梶原子治・山脇正雄二氏に多大のお世話になつたことを厚く感謝する。安藝郡土居村を分家調査村として選定したのは、高知縣全體の町村について農地調査の歸農分家による新設農家の當該村の總農家戸數にしめる割合を検討した結果、土居村が最高の一五・二%をしめていたことからである。高岡郡大野見村は山村の一例として、かつての東大農學部林政學研究室の調査報告『第五回山村經濟實態調査報告』があることから選

びこの二カ村の順路の途中に、平坦地方の一例として歸農分家のやや多い斗賀野村を、何れも東京で統計によつて選定した。斗賀野村については時間の餘裕なく、村役場において數時間聞き取りしたにすぎない。この三カ村の調査に當つて便宜を供與された土居村五藤村長、杉山助役、福永・清岡二氏、斗賀野村村田村長と安戸氏、高岡郡大野見村戸田村長、今村助役、農業委員會南郷・野中諸氏の勞を謝すると共に、調査に當つて盡力して下さつた農家の皆様に厚く謝意を表する。

註2 大野見村役場助役今村義志氏談。

註3 これらの事例の發生したところは、(一)河内郡羽黑村、(二)芳賀郡市羽村、(三)下都賀郡國分寺村、(四)河内郡明治村である。(一)の十四カ年も兄の家の手傳いをして弟が四二歳(數え年)で分家したのは、かつて中川善之助博士が青森縣で採集された三つの三八〜四一歳の分家事例と類似している(大家族と分家『家族制度全集Ⅳ・家(史論篇)』二四一頁)。高知にこうした高齡の分家がないところに、東北型と西南型との分家の相違があるのかも知れない。

註4 こうした場合、いわゆる義理の關係——異母兄弟の場合が多いようである。

註5 分家草の例は、台灣私法附錄參考書第二、『滿洲家族制度慣習調査』第一卷、一九三頁(昭一九)、滿鐵調査部、北支農村概況調査報告(一)『山東省惠民縣孫家廟』二一四〜五頁(昭一四)、近刊の『華北農村慣行調査資料家族篇』には豊富な事例がある。

註6 昭和二年冬、群馬縣群馬郡總社町高井部落における養子調査の際、次のような珍しい分家碑を發見したのでここに紹介しておく。(手記に脱漏があるのか末尾はよくよめないが)

「昭和二年卯年三月五日 爲分家二男小畑幾彌光永 昭和七年申年十二月十日 爲分家養子小畑武平光史 兩子爲別家記念父小畑光輝建立 分祖小畑幾彌光永 分祖小畑武平光史兩家爲子神奉崇給 記念松百本長而猶公 故諸木敬而從公」
これらの事例を経営規模階層別にみるとA表の如くであり、また高知の土居村の農地調査による「歸農分家による新設農家一四〇戸と、未調査農家をも含めた同村の分家一九戸との經營規模階層別分類の比率を示すとB表の如くである。

【A】

	木	高	知
3 反未滿	3		3
3〜5 反	5		8
5〜7 反	4		5
7〜10 反	5		3
10反以上	3		—
計	20		19

【B】

	分	家	歸農分家
3 反未滿	6		53
3〜5 反	61		28
5〜10 反	33		19
計	100		100
	(19%)		(40%)

三 分家の形態（均分相續制と分家）

これまで分家とは何かについて正確な定義を與えず、云わば常識にうたえて分家を論じてきたわけであるが、以上の考察から農村における農家の分家とは、何よりも農地その他の分與をうけて家族員がその家を去つて新たに設立した家族をさすこと、また農業經營や日常生活において多分にもとの家に依存している面をもつことも判明した。このことからこの新しい家族をば昔からいいならわされている分家と稱してさしつかえないように考えられるが、ここで注意しておかなくてはならないことは、現行の新民法は、^(註1)法的制度としての家の制度を廢止したため、その制度の一環としての地位を與えられていた分家も法律上は消滅した。^(註2)従つてここでいう分家は、これまでのような法律的規定を伴うものではなく、^(註3)現に事實上に存する家族制度の一部であり、習俗として行われているものであるということである。^(註4)従つてこの變革後の分家をば簡単に昔の分家と同じようなものと考えてよいかが問題である。更にこの習俗としての分家は、農地その他の分與が少くとも事實上の財産の分割贈與であるとみられる點において、新しい法的制度としての均分相續制と密接につながっている。そして新しい法的制度はこうした習俗慣行の中にまで入りこみ、これを徐々に變貌させていくことによつて始めて成立するとも云えよう。そこで戦後（特に昭和二三年の新民法實施後）農村における農家の分家が、均分相續制とどういう關係があるのかということが一の課題となるが、同時にこれはまた分家の性格とつながっている。ここでは今まで漠然と分家と概括してきたものをば、社會學の對象とする家族に關係する現象としてとらえ、その形態をば社會學的にとらえることから、上述の課題にせまることとする。

第4表(1) 分家の種別

続柄		栃	木	高	知	計
本家	分家人					
(イ)						
父	子孫		14		12	26
祖父	孫		1		1	2
(ロ)						
兄	弟		4		4	8
嫂	弟		1		—	1
計(件数)			20		17	37

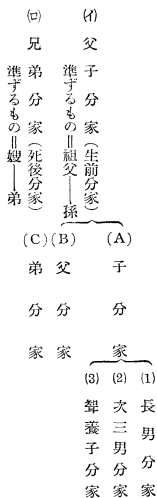
第4表(2) 父子分家における分家人の続柄

続柄		栃	木	高	知	計
本家	分家人					
(A)						
父	長男		1		5	6
次男	男		4		3	7
三男	男		3		—	3
四男	男		1		1	2
五男	男		1		1	2
子(男)	男		1		—	1
長女	女		2		—	2
(B)						
長男	父		1		2	3
計(件数)			14		12	26

さて分家をば「家族という集團内部の成員の分離による新しい世帯の形成である」といおう定義して論述を進めることとする。ところで家族という集團の結合體としての特色は、この集團を構成する成員がそれぞれ夫と妻、或いは親と子、兄弟姉妹という夫婦・親子(父子・母子)兄弟姉妹という四つの關係をとり結び、その集團内の地位がこの關係によつて規定されているということである。^(註5)従つて分家をば、この家族という集團内部の成員のうちの一人が當該家族より分離して新しい世帯を形成することだとすると、この分離がどういふ關係をもつものの間で行われるのか、分離する成員(分家する本人)が家族内での地位(續柄)をもつものであるのかが基本的な問題であり、これによつて分家の形態を明らかにしてみよう。

分家が家族内での間で行われるかという点、第4表(1)の如く何れも血縁關係をもつものの間で行われ、奉公人分家(非血縁分家)はつかまえられる^(註6)かつた。この血縁分家においては親と子Ⅱ父と子(これに準じる祖父と孫、兄と弟(これに準じる嫂と弟)との間に行われるものと二大別される。この兩者の區別はただ單に父の生存の有無というよ

り、同じ血縁關係といつてもテニスが親子關係と兄弟關係とを區別し、前者を權威關係、後者を同胞關係と規定しているところにもみられるように異つた二つの社會關係である。従つてこの異つた關係の下で發生する二つの分家、父と子の間で行われる分家（以下父子分家と略稱す）と兄弟間で行われる分家（兄弟分家）とは、同じ分家といつても質的に異なるものと考えなければならない。そうしてこのことが以上の二区分をば、單なる便宜上の分類をこえた社會關係による分家の形態区分としての地位という意味を與えることとならう。更に父子分家をば、分家した者の續柄（分離した成員のものと家族内における地位との關係）からみると、第4表(2)の如く子が父の家から分家するもの（云わば子分家）が壓倒的に多いが、併し逆に父が家から分れて出るもの（父分家）があるのも見逃してはならない。また子分家においては、次三男以下のものの分家（云わば次三男分家）が最も多いが、長女の娉養子分家と共に、長男分家が二四件中六件あるのを注意しなくてはならない。以上のことから、これまで非血縁分家との對比において漠然と分家の分類の一とされていた血縁分家と稱するものは、分家する者がもとの家族から分離する關係と地位からみて左圖のような形態に分れるといえよう。



この分家の形態は、家族という集團内部の成員の分離の仕方をば、分離する者（分家人）が家族という集團内部に

おいてとり結んでいた關係からとらえたものであるが、翻つて考えてみると、この分家して家族から出るということとは、逆に、誰がもとの家族に残つてそれをどういう形で繼承していくかということから規定されているといえる。つまり分家の實質的内容をなす財産の分與も、もとの家族をつぐものが、どういう形でその財産を繼承するかということから自と定つてくる。従つて分家は相續（もとの家族を繼承すること）と密接不可分の關係にあり、その形態は相續の形態に應じて變り得るから、分家の形態を課題とする時、分家それ自體の形態を問題とするよりは、相續形態に對應するものとして分家の形態を把握する立場もあるわけである。次にこの見解になつて如上の分家の形態を考察してみよう。

次三男分家についてその事例を検討してみると、何れも長男、長男が早く死亡した場合には次男、壯年で歿した時には長男の子が、それぞれ繼承者として豫定されているため、次男以下が家から分れたものであり、長男相續の形態に應ずるものである。従つて前民法の家督相續制の下では、分家はこの形をとるより他はなく、これが通常の形であつた。

その一例証として、滋賀縣愛知郡稻村の一部落薩摩について、明治初年より今日まで永續している農家六四戸からの分家四二戸の初代分家人の續柄をみると、長男一（明治初年）のほかは、次男一三、三男一二、四男六、五男五、六男一、七男一、八男一、男一、養子一であり、分家した者は長男以外の次三男以下のものである。（筆者調査）

また先の事例にみえる長女に贅養子をとつてこれを分家させることも、前相續制が女子に對して男子優先主義の相續を規定したことから發生する。ここにあげた二事例の長女は、どちらも出生順位からいくと、家をつぐ長男・次男（長男死去）に對して妹であり、性こそちがえ次三男分家と異らないが、逆にこれが姉であつた場合、贅養子分家の性

格はより明らかとなる。事例の一是その分家理由をば「父は長男出征中農業經營上手不足の故、長女に婿として某を入籍し、その農業經營を致し來りたるものであります。今回長男歸郷、農業を營むに到りたるため（長女の）娉夫婦を分家農業を營ましめんとす」と述べている。^(註7)

これに反して長男分家はどうか。前民法のような長男子相続の形態をとっている限り、通常の場合にはこの種の分家は起らないわけであり、相続形態が長男子相続以外の諸形態、例えば最適者相続、一子相続（姉家督相続、末子相続を含む）や新民法のような諸子均分相続をとった場合、長男以外の初生の女子や末子、或いは次三男等が後繼者となるような相続形態に對應する分家の形のようにみられる。右の六事例のうち一は家庭の不和から長男が家を飛出したため自と分家となつたが、他の五事例は何れも長男が家を離れて他業で身を立てようとしていたところ、戦争の影響からこれがうまくゆかず、引揚復員してきたところ、家は長男以外の次三男が従前より父と共に農業に従つていて繼承者と豫定されるような状態であつたため、長男が分家することとなつた。今この長男分家（五件）を次三男分家（一〇件）と對比してみると、^(註8)分家時における分家人の平均年齢はほぼ等しく二八・九歳であるが、その時の父親の平均年齢は、長男分家の方が次三男分家よりも約九歳若く、分家直前同居していた弟妹数は、長男分家を出した家が平均三・二五人であり、次三男分家の平均二人よりも多い。このことは長男を分家させる家は、未だ幼少の弟妹を扶養する父親の世帯という形をとっていることを物語り、こうした家族構成にも長男を分家させる一要因がある。なお、この長男分家六例の分家時期は舊相続制下の昭和二一―二二年二例、新均分相続制實施後の昭和二三―二六年に至る間が四例である。

次に父分家の三例をみると、何れも父は隠居退隠し、本家を長男（二事例）、もしくは長女の娉養子夫婦に譲り、次

三男をひきつれて分家しているか(二)、後妻と共に父が別居している(一)。従つて父分家は、いわゆる隠居分家に相當する。そうしてこの三例は、(一)隠居した父親がその所有耕地を父・長男・次男の三人に分け明確に老後の扶養のための留保財産を特定したもの、(二)隠居の際、留保した所有耕地を惣が家督相続に當つて自己の所有名義に書換えたため、係争した父が後妻と共に別居し、該農地を改めて惣より取戻し、耕地分割の形をとつたもの、(三)父は次三男をひきつれて分家するに當り、本家に残る長男に所有耕地の一部を贈與したほか大半を留保したもの(これは次三男の將來の分け前を考慮した上のことであり、老後の扶養のための財産留保というよりは、寧ろ隠居分家を契機とする財産分割の傾向をもつもの)とに分れる。^(註9)

また兄弟分家は、何れも父の死亡後(相続開始後)弟が兄の家から分家していることは、また長男子相続に對應する形態だといえよう。この場合栃木の四事例については不明であるが、高知の四事例のうち一つは母が生存しており母と兄の家から弟が分家しており、二件は父の生前の遺言を守つて弟が財産の分與をうけて分家している。

さて以上は、家族という集團内部における成員の關係と地位とから、分家の形態をば相続形態と對應させて考えてみたのであるが、正確にいうと、これらの分家のうち、(一)父子分家は何れも父の生存中に行われるものであり、分家への財産の分與は父の生前處分ないしは生前における財産の贈與或いは分與である。従つて相続をば現行民法のように死亡によつて開始する遺産の繼承だとすると、これらの父子分家は直接相続と關係せず、相続と直結するのは、(四)父の死亡による相続開始後の兄弟分家だということとなる。併し乍ら問題は相続という現象をどこでおさえるかということであり、現に相続をば死亡によつて開始すると定めている現行民法の相続法において、配偶者と子供達の相続分を規定しているが、その相続分の算定にあつては、相続人の相続分の中に相続開始時に至るまで當該人のうけた

(註10)

生計の資本等をすべて計算することとしている。このことは相続人が相続開始前において被相続人よりうけた財産価額を相続分の一部をみていることである。従つて父子分家における財産の分與又は贈與は、何れも相続を豫定しての相続分の前渡しであると解釋してさしつかえない。また農民の中にもそう考えるものがあるのは、栃木の父子分家のうちの次男分家の一が、分家への農地贈與をば「親の希望により親の生存中に財産の分配をうけんとするもの」であるといつてることによつても明らかである。この見解にたつと、分家と相続とを對應させて考えることは可能となる。但し以上のような分家の形態區分は、相続形態一般との對應關係をみたものであり、現行の法的制度としての均分相続制との關連においてみた場合、以上の分家の形態が果して形態區分に價するかどうか、このことは云わば新民法實施後も習俗として根強く尾をひいている舊相続制の影響の評價如何がひとつであるし、これらの分家の形態別に果してどれだけの實質的内容の相違があるかどうかを検討してみなくてはならない。

そこで分家の實質的内容を、財産の分與の面からみることにする。ここでは農家の財産の主體である所有耕地の分家への贈與をとつて、分家の形態別にみると第5表の如くである、分家への所有耕地の贈與の割合は、隠居分家(父分家)が最も高く四五%であり、ここでは贈與というよりも、明らかに父と長男との間における分割とみなされる。そうして、長男分家への分與割合が次三男分家と兄弟分家よりも高くなつてゐる。この表は高知と栃木という農業的環境の異つたものを機械的に平均したのであるから、これを高知に限定してみると、長男分家への耕地の分與の平均割合は、總所有耕地面積の三六%であるのに對し、次三男分家は二一%であつて兩者の差は明らかであるが、ただ兄弟分家は二八%と、第5表とは逆に次三男分家より高くなつてゐることに問題がある。併し乍ら長男分家が他の何れの分家よりも高いところに、長男子相続のなごりが、長男をば次三男とちがつた取扱ひ方をする形において今もな

第5表 分家の形態別にみた(1件當)耕地贈與の平均面積と割合(高知栃木計)

分家の形態	件数	分家人	本家に残るもの	計	贈與割合
				反	%
(イ) A. 子分家		反	反	反	%
1. 長男分家	6	5.1	12.6	17.7	28
2. 次三男分家	15	4.3	18.2	22.5	19
3. 舞養子分家	2	4.9	27.4	32.3	15
B. 父分家	3	9.0	10.8	19.8	45
(ロ) 兄弟分家	8	3.6	19.0	22.6	16

戦後農村の分家

(註1)
お生きていることを示すものといえよう。このことは次節第6表における個々の事例においてより明らかとなる。ただ長男分家への分與の額が四〇五割にも及ぶもの場合には、現在長男を分家させて父母は次男或いは三男を後繼者としてこれにかかるつもりであつても、將來次三男の身のふり方如何によつては、老後には一まず分家した長男の厄介になるかもしれないという豫測をもっている人が中にはいるということである。つまり「枕をかす子には多くやらなければならない」という意識が潜在しており、それが同時に、計り知ることができない將來に對する備えとして、長男に比較的多く分與しているともいえるのである。従つてこの場合における四〇五割にも及ぶ分與は、分與というより二分〓分割に近い形をとつてゐるが、併しこれは一おうの分割ではあつても、後々は各々が別個獨立の道を歩いていくという次三男分家とは質的にちがうものを感じさせるし、近代的な意味における個人的所有權に則る分割というよりは、未だ家の財産の事實上の分割という傾向をもち、將來に對する融通を考へての若干の曖昧さをもつ分割であるから、分與という方がよいと考えられる。そうしてこうした傳統的な家族制度に流れる長男に對する親のもつ一種獨特の感情と意識が切斷され、長男にかかるという考え方が毛頭ない場合には、その分與の額が次三男分家とほぼ同等の線まで(例えば次節第六表。番農家の分家の如く)低下してくるような場合も起つてくる

のであろう。このように長男分家は多分に複雑な要素をもっている。何分事例が少ないこととてこれを一般化することの危険を感じないわけではないが、^(註12)従来こうした研究が皆無のこととて、上のような分家の形態によつて、財産特に耕地の分與の額に相違が存するであらうと課題を提供しておく。同時にこうした分家の實質的内容である財産の分與において相違を示す以上、先の分家の形態区分はまた一つの存在意義をもつものと考えられる。

上述の分析によつてうかがえることは、隠居分家は別として、その他の分家への耕地分與の額は大體二―三割の線であり、明治一〇年『全國民事慣例類集』が分家への財産分與について七分三分或いは八分二分（本家が七分又は八分、分家が三分又は二分）と述べていることとほぼ一致し、依然として分家慣行の基本線が傳承されているように思われるが、果してそうであるかどうか。今まで戦後農村の分家を一括してきたものを、新しい均分相續制の實施をみた昭和二三一年一月一日以後と、それ以前舊相續制の實施されていた時期とに二分し、分家への分與の額が均分相續制の影響によつて變つていくかどうか。その結果は（下表 均分相續制實施後が、それ以前よりも低くなつていく。^(註13)）かりに一步を譲つて同じだとしても、そのことは分家への耕地の分與の額は均分相續制によつて變つたといふことはいえず、むしろ分家への耕地の分與を規定するものとして、戦後の農業經營規模の零細化という條件が強く作用してきているといわなければならないだろう。それは高知の二カ村においてかつて四分六分といわれた分家への財産分與が七分七分に低下していることからうかがわれる。こうして分家慣行は新しい時態に適應して内容を變えつつも、依然としてその型式を保持していく。こうした變容が可能である限

総所有面積中における分家
への耕地分與面積の割合

	舊相續制下における		新均分相續制下における	
	戸數	割合	戸數	割合
木 知	8	23%	12	17%
高 知	7	33	10	30
計	15	27	22	21

り、分家に關する一定の型式は減びることなく傳承されていくものであり、その限りにおいては、分家への耕地の分與にみられるように、財産の分與は均分相續制といつた法的規定よりは、むしろ昔からの分家慣行によつて行われていく。これを可能にするのは、分家への耕地の分與は、均分相續といつたものよりも、お互の生活がたつていくようにといふもつと具體的なものだといふ前述した考え方であるし、個々の農家のおかれてゐる社會經濟的條件の相違である。こうした慣行につつまれた世界においては、耕地の分與をば相續分の前渡しとして當然の權利として主張することは少くとも表面上は體裁の悪いことであり、事實上の分割、その結果としての取得であつても、いぢおう分け與えられたといふことで結着をつける。これまで分割といふ語をさけて分與といふ語を用いてきたのは、そうしたことを感じていたからである。

従つて日本の分家は家族という集團の内部分裂、その結果としての別の集團の發生というよりは、家族という集團内部の成員の分離による新しい世帯の形成であり、鬭争による分裂ではなくて、協議により家族構成員のうちの數人が當該家族より分離し、もとの集團の形式にかたどつて同質の型の新しい集團を形成することである。そうしてこの家族構成員の分離は家族という集團を構成する成員が生物學的人間として年々成長し、家族構成（同時に農家にあつては勞働力構成）が變化するところにみられるように、生長發展の過程として存する家族という集團の特質からくるものであり、分家はこの家族構成の變化に適應する一の形式なのである。このことから分家の原基パターンは、古くは隱居分家、近くは次三男分家といえよう。この分家の性格が理解されない限り、もとの家から分れた分家という意味と、本家分家關係といわれるものは正しくは把握されないであらう。處がこれに對して均分相續制は配偶者は三分の一、残りの三分の二は子供達の平等分割という原則をうちたてた。ここで問題となるのは、この共同分割相續によつ

て、これまで成員の分離による新しい世帯の發生であつた分家が、集團の内部分裂、その結果としての別世帯の形成へと變化しはしないだろうかということである。従つて分與の額の増減よりは、その分與が分家人の相続分の前渡しとして當然の權利であると意識されているかどうかという質的なことであるが、この點の意識は芽ばえており、現に存してはいるが、未だ微弱であり、將來の問題として残されているようである。

註1 このことは、我々が夫婦もしくは親子で日常生活を共同で営んでいる家族（或いは世帯）をば、「戸籍上の家」という特殊の法律的制度によつてとらえ、これを國家構造の基本単位として位置づけるのをやめたものであり、決して現に存する社會生活の単位としての家族そのものを全面的に否定したものではない。

註2 前民法に於て分家は一家設立の一要因とされ、戸主の同意を得て成立するものと規定されていた。併し肝心の經濟的基礎については、家督相続の建前から明確な規定を與えず、慣習に委ねていた。詳しくは、前掲「舊相續制の統計的分析」參照。

註3 分家慣行をまとめたものとしては、柳田國男監修『民俗學辭典』中の分家の項（五一—一三頁）がある。有賀喜左衛門教授は、分家によつて生じた家を末家といつている（『柳田先生古稀記念論文集二』—同族と親族）。

註4 習俗慣行は分家慣行にしる、制定法のような嚴格な形と強い拘束力をもつものではなく、社會經濟的諸條件によつて種々の變異をもつものであるが、その間を通じて大まかな一種の法則ないし傾向が、というよりは一定の原基（型式）Patternが存する。社會學の慣行研究への一の寄與は、この原基パターンを發見定立することである。ここで形態を問題とするのは、實はこの考え方にたゞからずである。Talbot Parsons, The Social Structure of the Family, in the Ruth Nancha Anshen, The Family, its Functions and Destiny. (New York, 1949) pp. 173~201

註5 テンニース、井森陸平譯『共同社會と利益社會』一一—七頁。

註6 奉公人分家については岩手縣の名子分家など、有賀喜左衛門氏『日本家族制度と小作制度』三五四—八六頁參照。

註7 栃木縣農地課保管「昭和二四年農地所有權移轉許可綴」河内郡羽黒村。なお信州諏訪地方では、婿養子分家をば女家持屋といい、隠居家持屋（隠居分家）のほか夫婦家持屋（夫婦雙方が各々戸主から財産の分與をうけて持寄り、これにて一戸の家持をする形式）があることを、中川善之助博士は述べている。前掲「大家族と分家」二三七—八頁。

註8 年齢未詳のものを除く。

註9 隠居については前掲拙稿「農地相続をめぐる問題」参照。なお高知縣大野見村に於ては「家長は満六〇歳までは隠居せず、

満六〇歳になると盛大に還暦祝いをして隠居する者が多い」（昭一四年刊『第五回山村經濟實態調査報告』一〇五頁）。

註10 現行民法第九〇三條。

註11 長男分家における財産分與について『全國民事慣例類集』（明治一〇年）には「事故ありて長男を分家するときは、財産の半額を分つことあり」（越前國足羽郡）、「長男は家督相続の權を有すと雖も、父の意に協わざるか、或は二、三男を分家せしめては若年破産の恐あるを以て、長男を分家せしめ、本家は父自ら幼兒を教育して相続せしめることあり、然るときは其財産を分割する衆子より多きを例とす」（信濃國佐久郡）とあつて、長男分家が次三男分家より財産分與の額が多いことを傳えている。

註12 兄弟分家と次三男分家に於て財産分與の額がどの程度ちがうのかは、より多くの事例を集めて再検討すべき課題として残されている。

註13 かりに本表によつて均分相続制における子供達の相続分を考えてみると、三分の一は配偶者のものであるから、あとの三分の二を子供達がわけることとなり、子供二人の場合是一人の相続分の割合は三三%、二人の場合は二四%、三人の場合は一七%となる。従つてこの分家への田畑の分與が二、三割であるからといつても、その兄弟の數を考えると、一概にこれを少いか不合理とはいえず、分家の場合（隠居分家は別として）、本家をつぐものが父の配偶者母を扶養するのであるから、母の三分の一を繼承する形で多くなるのは當然のことである。問題は従つて田畑以外の財産の配分であり、特に分家に於ては家屋の分與の有無が問題となるが、この家屋が上述したように分與されているものが少いことに差等が感じられるが、この判定は長男が家に残つた場合、父と共に次三男より早くから労働に従事したことを考慮すると、甚だ難かしくなる。

四 分家の農業經營に及ぼす影響

次に分家による田畑の分家人への分與が、分家を出すものと家（本家）の農業經營に及ぼす影響を及ぼすであらう。

うかを課題とする。ここでは分家への田畑の分與が、(イ)所有耕地、(ロ)經營耕地、をいかほどまで細分することとなるか、(イ)またこの所有・經營耕地の細分にいかなる對抗手段をとつているかに分けて考察することとする。

(イ) 所有耕地の細分

所有耕地の分家による細分は、前節においてもふれたこととして、ここではまず高知の分家事例について、一戸から

第6表 分家による所有耕地の細分 (高知)

家 番 號	總農地	本 家	分 家	與の 合 分 割	分家人	關係
1	17.0 ^反	10.0 ^反	7.0 ^反	41%	長男	父子
2	16.8	14.8	2.0	12	五男	父子
3	16.0	11.0	5.0	31	長男	父子
4	15.3	8.5	6.8	45	長男	父子
5	14.5	11.5	3.0	21	長男	父子
6	14.0	12.2	1.8	13	次男	父子
7	13.2	9.4	3.8	29	次男	兄弟
8	12.9	8.7	4.2	33	次男	父子
9	12.8	10.9	1.9	15	四男	兄弟
10	11.5	9.4	2.1	18	四男	兄弟
11	10.9	7.9	3.0	28	次男	兄弟
12	9.9	4.0	5.9	59	隠居	父子
13	7.7	3.8	3.9	51	長男	父子
平均	13.2	9.4	3.8	29		

一軒の分家を出したものと、二軒の分家を出したものとにわけ、個別に分家への田畑の分與額とその割合を示すと第6表及び第7表の如くである。ここで注目しておかなくてはならないことは、土地所有の大なるものが分與耕地面積の割合が必ずしも大きいといえず、その分與額の多少は、耕地所有よりもより分家の形態と分家時の事情によるところが大きいようにみうけられる。分家時における總耕地所有面積に對する分與耕地面積の割合が最大の六割を示すのは、隠居分家であり、ここでは長男が本家をひきうけたとはいえ、耕地所有においてはむしろ分家のような恰好を呈している。なお四割以上の農地の分與をうけている三例は、何れも長男分家であること

を特に注目しなくてはならない。それと共に次男分家に比して、四五男分家において分與の率が低下しているようにみうけられる。一三事例の平均は一町三反の耕地所有農家において、約三〇%三反八畝の田畑の分與をうけて分家が成立していることとなり、一町以下の耕地所有農家おにける分家は、やはり特異のものか、乃至はこの耕地所有を補うものを考えなくてはならないこととなろう。

次に一戸から二軒の分家を出したり、或いは後繼者以外の次男・三男の二人に耕地を分與したものは、實際は分與というよりもまさしく所有耕地の分割である。その事例は三つある。(1)は戦前次男が本家の隣りに分家し、戦後三男が分家し、本家には長男が残った。この家では次男分家の際、既に三人に對する所有耕地の分與額をきめ、父は隠居分を保留した。そうして昭和二〇年父は死亡直前再び親族會議を開いてこれを再確認させ、それにもとづいて三男が分家した。(2)戦後三男が分家し、次男は父の家に住んでゐるとはいえ、その片隅の部屋を住居とし、食事・耕作・會計を別にし、父は嫂と孫(長男戦死)と共にもう一方の側の部屋にくらし、父と次男・三男で所有耕地を分割した。

(3)もこれに似た事例であり、長男・次男・三男で所有耕地を分割し、次男は本家の隣りに家をたてて分家し、三男は本家(長男)の一部屋をかりて獨立の生計をたてている。(2)の次男、(3)の三男は、少くとも新しい家をたててゐないから、これまでの通常の觀念では分家とはいえず、分家の準備期ともとられるが、しかし既に所有耕地を分割し、食事・耕作・會計を別にする別世帯を構成しているのであるから、これを廣義の分家もしくは準分家といつてよからう。というよりむしろ新しい家をたてる資金に乏しいため、都會の借り間生活の如き形をとつた分家が農村においても現實に發生していることを、ここで認識しておかなくてはならないであらう。第7表でみると、(3)の次男が長男と同面積の耕地分割をうけているが、この家は父が早く歿し、祖父と孫の間において分家が行われた事例に該當するもので

第7表 分家による耕地分割 (田畑) (高知)

分 割 面 積 (反)				分 割 割 合 (%)			
本 家	分 家	分 家	計	本 家	分 家	分 家	計
(1)長男 9.1	次男 7.8	三男 4.0	20.9	44	37	19	100
(2) 父 6.0	次男 4.0	三男 3.5	13.5	44	30	26	100
(3)長男 3.9	次男 3.9	三男 1.6	9.4	41	41	18	100
(平均) 6.3	5.2	3.0	14.5	43	36	21	100
(4)長男 7.0	次男 5.5	隠居(父) 7.0	19.5	36	28	36	100

戦後農村の分家

あり、次男は祖父の隠居料の田をもらい、隣りの長男の家に居住している祖父
母に毎日食膳を運ぶか家へきて食事をしてもらつてゐるように、祖父母の扶養
をひきうけているためだと解される。従つて次男の他に三男が分家する場合、
その耕地分割は、長男↓次男↓三男という出生序列(同時にそれはこれまで家
の農業に貢献してきた労働力提供の多少と分家時における扶養人員の多少をも
意味する)に従つて漸減するようにみうけられる(ただこの差等については、相續
法ないし制度に於て今後研究すべき一の課題が存する)。このように漸減するとい
え、この三者間における差は、先にみた兩者間の分家における本家と分家との
差よりも甚しくない點を見逃してはならない。(4)は三分割したが、經營は二つ
である。

以上、高知の分家の實態調査の事例から分家の耕地所有に及ぼす影響をみる
と、一軒の分家の場合は三割減(舊耕地所有の七割保持)、二軒の分家の場合は
約六割減(舊所有の四割保持)といふことが出てくる。

次に栃木の分家附與による農地所有權の移轉の場合はどうか。分家への農地
分與率は最高四六%より最低四%に至るまでの幅があるが、併し最高の四六%
は隠居分家であり、最低の四・五%のものは何れも一反五畝以下であり、例え
ば村の農協勤務の次男が結婚して別家するため、家屋建設の宅地としての一反

分與にみられるように、農業のためというより農業以外の職業に従事する次男・三男弟の結婚別家のため、宅地化としての耕地の分與とみられる。そこでこの三例を除く一七例は、分家を出した本家の農地所有は、三町以上八、二、三町四、あわせて二町以上が一、二、あとの五例が二町以下（一、二町三、一町以下二）である。先にみた高知の分家調査に比して、より大きい農地所有農家における分家事例といえよう。この分家に對する耕地の分與率は二割から三割に至る間のものが最も多く六、四〇%二、三〇%台三、二〇%以下六である。この一七事例を平均すると、二町九反の田畑所有農家より九反三畝の田畑分與による分家が生れており、分與率は三二%であり、高知の二九%より三%が高知。とはいえ高知と栃木の事例を通じてみられることは、分與率が二九～三二%というように三割前後であり、分家による舊耕地所有の減少は約三割（舊所有の七割保持）ということとなる。

(四) 經營耕地の零細化

上述したような所有耕地の細分は、經營耕地にどう響いているだろうか。高知の分家の經營耕地と贈與された所有耕地とを比較すると、兩者が同一のものは四例にすぎず、他は何れも所有面積と經營面積とは一致しない。即ち他人からの借入地をもつもの八、他人への貸付地をもつもの二、本分家間で所有地の贈與とは違つた經營耕地の貸借を行うもの三である。今これを第8表の如く整理すると、（三者間における耕地所有權の分割をも含め）分家の多くは本家からの所有耕地の贈與だけでは經營面積が少いため、何れも他から借入している。ここで分家の經營耕地が贈與された所有に比べて減少しているもの二があるが、この一は次男（本人）分家後更に三男が分家することとなつたため、零細な耕地を更にさいて三男に經營させることとしたものと、貸付地を含めて耕地所有權の贈與をうけたものと

第8表 經營耕地の分家への譲渡

(高知)

戦後農村の分家

所有與 耕地の 面積	件 数	譲渡された 經營耕地の 關係				經營地の大小の理由				分家後の 所有地との 關係		
		大なる 經營地	小なる 經營地	同じもの		増 加		減 少		所有地 より大	所有地 より小	同じ
						他借入 からの	本家の 借入	分家へ の貸付	他へ の貸			
1 反	3	3	-	-	2	1	-	-	-	2	1	-
2 反	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
3 反	6	3	1	2	2	1	1	1	-	4	2	-
4 反	3	1	-	2	1	-	-	-	-	2	-	1
5 反	2	2	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-
6 反	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
7 反	2	1	1	-	1	-	-	1	1	1	1	-
計	19	10	2	7	8	2	1	1	1	11	4	4

である。ただここで注目しなくてはならないことは、本家においても分家と同様の若干の借入地をもち、分割後の經營耕地は所有耕地に比して概ね大であることと共に、分家への貸付によつて所有地よりも小なる經營を営んでいるものが二戸あることである。後者の二事例をみると、ともに兄弟間の分家であるが、(イ)は所有地一三・二反を本家九・四反、分家三・八反に分けたが、その經營においては本家七・二反、分家六反であり、所有地の分家への分與率が二九%であるのに對し、經營地における分割の率は四五%となつてゐるし、(ロ)は所有地一二・八反を本家一〇・九反と分家一・九反とに分けたが、經營においては本家八・八反分家四反であり、所有地の分與率が一五%であるのに對し、經營においては三一%となつてゐる。このように所有地の分與における零細化をば經營耕地の貸付によつて補つてゐるものがある。それと同時に分家の場合、自己の所有地だけでなく借入地をも割讓してゐるものが七戸ある。そこで分家によつて經營面積がどういふように變化したかを、先の所有地の細分と對應させると、

下表の如く平均經營面積一町三反八畝が四反五畝の分家一戸を出し、本家の經營面積は九反三畝と三二%がた減少している。ここで經營地の分家による分割は、所有地よりも若干上廻っていることとなる。(一戸から一軒の分家のみの一三事例)

栃木の場合における經營面積に對する分家の影響はどうか。先の一七事例のうち不明三を除く一四事例についてみると、所有と經營との同一のもの五、所有と經營の一致しないものは、貸付地のあるもの三と借入地のあるもの六とである。貸付地をも分割したのは隱居分家の一であり、他の二戸は貸付地は本家の保留するところであるから、この二戸における經營面積の分家への割譲は、所有地の分與よりもその割合が低くなる。また借入地について本分家間でこれを分割したもの三、分家に譲渡せず本家のみに保留したものと三であり、後者においては、分家への經營地の割譲は所有地の分與における割合よりも低くなっている。このように所有と經營との關係は交錯しているものもあるわけであるが、これらをひつくるめて一四戸の總經營面積に對する分家への割譲した經營面積をみると二五%であり、所有地のそれが二六%であるから、殆んど大差がないこととなる。

(ハ) 對抗手段

この經營耕地の減少に對して分家を出した家ではいかなる對抗手段を講じているかという、その適應の仕方は大體次の三つに分れている。(一)經營耕地の新たな獲得に努力すること、その好例は兄弟分家において弟が分家してより後、兄は一反の田を購入する一方、一反の田を二反の畑と交換分合を行つて、合計二反の耕地の増大を計つたものに

13 戸 (平均)			所有地	經營地
分家後 割合	前	家	反 13.2	反 13.8
	{	本家	9.4	9.3
		分家	3.8	4.5
		家	71 %	68 %
	{	本家	29	32
		合計	100	100

おいていちじるしい。併しこの經營耕地の擴大は、土居村においては地價の異常な暴騰、大野見村においては山村のこととて耕地そのものの不足から土地の入手難とが相まつて、困難な状態にある。従つて多くの農家はこれを農業經營面より打開しようとし、(一)多角經營という方向をとらざるを得なくなつてくることは、本家も分家の經營とほぼ軌を一にする。土居村においては分家を出した本家も分家と共に煙草作の導入に熱心であり、乾燥小屋の建設に努めている。これに反して大野見村は、林業に依存する村であるが、分家へ山林の分與を行うものは少く、大半は依然として本家に残されていることとて、分家を契機として經營耕地の減少に對抗する手段を本家はそれほど講じているようにみえず、ぼつぼつ製炭でもやろうかという氣構えである。(二)は兼業であり、分家は何れも多少とも兼業している。ただ分家が餘暇を林業勞働に従事し、兼業農家の形をとつているとき、その本家においては製炭の自營を行うというように、兼業においても賃勞働と自營小企業との差がみられるのである。

む す び

冒頭において提起した問題點を想起してここに本稿の歸結をのべると、まず戦後農村における農家の分家は、何よりも今次の戦争の影響によつて發生したことがうかがわれる。即ち戦争によるわが國の産業構造の變化特に雇傭の機會の減少が、復員してきて二十餘歳になり、今更新しい職業にも仲々つきえない農家の次三男の就業の一の機會として分家が行われたのである。しかもこれは復員失業による家族構成員の家族への還元集中により、構成員が多く且つ複雑なる家族構成をとる農家においては、この家族關係をより簡單にするためにも、成員の何人かの別居を必要とし

た。そうしてこの別居は、次三男の就業の機會としての農業の自營と結びついて、分家の發生となつた。そうしてこの分家が成立するためには、戦後の農業の狀態——特に農地改革及び農家戸數の増加からくる土地獲得の困難さから、分家を出す家、すなわち親・兄弟（本家）からの農地の分與がかくべからざる要素であつた。そうして分家へ分與する財産の主體をなすものは田畑（耕地）であつた。この農地の分與は均分相續制という法的制度の影響を被り、これに則つて行われるというよりは、舊相續制の下においても存續していた分家慣行によつて導かれ、その慣行の再生を招くこととなつた。そのことは分家の形態が父子間に行われる次三男分家が多く、隱居分家も殘存しており、父の生前に行われる分家の形態が依然として支配的であることのうちに顯著にみられる。

この分家はまた、家族という集團が構成員の年々の成長に伴う家族構成の變化に對應する形式であり、過程として存する家族のもつ特質から生まれてくる。そうしてこれまでの日本の分家の性格は、家族という集團の内部分裂、その結果としての別の集團の發生というよりは、家族という集團内部の成員の分離による新しい世帯の形成であり、鬭争による分裂ではなくて、協議による家族成員のうちの數人が家族より分離し、もとの集團の型式にかたどつて同質の型の新しい集團を形成することであるといえよう。つまり日本の分家は、中國の均分相續にみられるような文字通り眞二つに家族が細胞分裂するのではなくて、あくまでも本家を中心として分家を從とし、本家から分家が出るところにあり、日本のフンケと中國のフエン・チア *fanchia* とは同じ分家という漢字であつても質的に異り、ここに特徴があるといえよう。^(註一)分家への財産の分與は、自然の愛情によるか或いは已むにやまれぬ義理によるかの事實上の分割であるが、家族規範としてこれは當然の權利として分割されるのではなく、恩恵による分與（ひかえめな要請）の面が強い。ただ上述の一戸から二軒の分家による耕地三分割の三事例は、こうした通常の規範を破つた異例である。

しかもこの異例が均分相續制實施前にあるところに、却つて新しい均分相續への契機が存することがうかがわれる。とはいへ、財産の分與が新しい均分相續制による子供の一人として當然うけるべき相續分の前渡しとして一般の農民に理解されるまでには、なお若干の時日を要するといえよう。このためには家族・個人に對する考え方なり意識が變革されなければならぬと共に、分家しても分家と本家とのどちらもが完全に自立しうる經濟的條件が確立されるかどうかにかかつている。

分家への田畑の分與による本家の所有・經營耕地の零細化は、一戸から一分家の場合三割、二人出した場合は六割ということとなる。問題はこの零細化への對抗としての土地の獲得、經營の擴大を可能ならしめる條件が今後も備わるかどうかによつてこの零細化の問題はより深刻とならう。とはいへ、この零細化の經營に與える影響は、やはり小規模經營にとつて大きく、これに對抗する手段としてとられているのは、兼業の機會と共に多角經營の方向である。調査した高知の二カ村において、ともかくも分家を存立させている農業經濟的條件は、一は主穀作以外の現金收入源としての煙草作・蔬菜園藝が水田において可能であるという條件であり、他は戦後の材木景氣による林業賃労働という廣汎な市場の存在と製炭業の自營を可能ならしめるという條件である。こうした條件の存するところにおいては分家は他に比べてより多く發生しうるし、またこうした條件の補完によつて成立している分家が、現在においては多いものと考えられる。(昭二七・五・二五)

註 1 例へば G. Jamieson は中國の分家 *fen-chia* を *division of family* と英譯してゐる。Chinese Family and Commercial Law (Shanghai, 1941) p. 16, pp. 24-25.